

第20回長浜市歴史まちづくり協議会 要点録

- 日 時 令和5年2月20日（月）13:30～15:50
- 場 所 長浜市役所5階 5-A会議室
- 出席者 奥貫隆、大場修、岡絵理子、中島誠一、小川敬子、竹村光雄、中村妃都美、中辻克明、横尾仁、岩田健、横山義人（敬称略）
- 欠席者 吉見静子、村田昌弥、黒澤伸行（敬称略）
- 傍聴人 0人
- 配布資料
- ・次第
 - ・資料1：認定歴史的風致維持向上計画の変更箇所 一覧
 - ・資料2：認定歴史的風致維持向上計画の変更箇所 新旧対照表
 - ・資料3：令和4年度進行管理・評価シート（案）
 - ・参考資料1：長浜市歴史まちづくり協議会委員名簿
 - ・参考資料2：長浜市歴史まちづくり協議会規則
 - ・参考資料3：長浜市情報公開条例及び附属機関等の会議の公開等に関する要綱
 - ・補足資料
- 会議録
- 1 あいさつ
- ・事務局（省略）
- 2 【審議事項】
- （1）長浜市歴史的風致維持向上計画の軽微変更について**
- （事務局）
- ・長浜市歴史的風致維持向上計画の変更箇所について、資料1並びに資料2に基づき説明。
- （会長）
- ・計画の軽微変更について、ご質問・ご意見等があればお願いします。
- （委員）
- ・新旧対照表11ページの長浜市文化財保存活用地域計画の追加に関連してだが、長浜市歴史文化基本構想では、歴史資料の散逸を防ぐため新たな市史編纂を行うと記載がある一方で、この長浜市文化財保存活用地域計画には、市史編纂についての記載がされていないと思う。この違いは何か。
⇒市史編纂については、長浜市文化財保存活用地域計画にも記載しており、措置という形で表現をしている。（事務局）

(委員)

- ・考古や建築の報告書などの資料によって、すでに市史の資料編のようなものは作られているのか。

⇒現状、どのような形でいつ作成するかなど、具体的な内容は決めておらず、順次進めていく予定としている。マスタープランである長浜市歴史文化基本構想に市史編纂についての記載があることから、整合性を保つためにアクションプランである長浜市文化財保存活用地域計画にも市史編纂について同様に記載をしている。(事務局)

(委員)

- ・マスタープランとアクションプランの関係性を考えるとアクションプランには、市史編纂についての具体的な記載をしておく方がよいと思った。また、7つの基本方針を記載している図では、円がそれぞれ独立した形で表現をされているが、実際はそれぞれが関係していることから、隣と重なる円にしてもよいと思った。

(委員)

- ・新旧対照表 9 ページを見ると、この歴史的風致維持向上計画に関係する計画として、長浜市総合計画や合併基本計画のような大きな計画がある一方で、長浜市歴史文化基本構想のような個別の計画があると思う。長浜市文化財保存活用地域計画のように新しく計画が追加されるとそれぞれの計画の関係性が分かりづらくなることもあるため、歴史的風致維持向上計画がどの立ち位置の計画なのか、今一度教えていただきたい。また、先ほど事務局が答えた市史編纂について、措置という言葉が使われていたが、措置には法的拘束力があると考えられるため、アクションプランである長浜市文化財保存活用地域計画には、計画期間はもちろん、いつ行うのかをしっかりと決めておいた方がよかったと思う。

⇒市史編纂については、長浜市文化財保存活用地域計画の中で後半の計画としている。いつ行うかについては、今後順次進めていくことになるが、現段階において、この場で答えられるほどの具体的なスケジュールは決めていない。(事務局)

(委員)

- ・計画変更の説明の中で、木之本宿において国登録文化財の新規登録があったと説明されたが、今後この地区で新規登録を行う文化財はないと思う。長浜市文化財保存活用地域計画においては、今後の取組みについてどのようにするか記載されているのか。

⇒計画にも国登録文化財の新規登録について、順次進めていくと記載していると思う。また、木之本宿内についても、今回の物件以外に新規で登録ができないか申請はしている。(事務局)

(委員)

- ・木之本宿内の物件を国登録文化財に登録するということは、木之本宿が歴史的に大変価値のあるものだということを地元の人々に周知していくためにも、とても重要な作業である。また、国登録文化財の登録を増やすことは、重要伝統的建造物群保存地区への選定にもつながり、ひいては木之本宿のすばらしさを日本全国に伝えることにつながる。しかしながら、国登録文化財を増やすためにやみくもに進めていくのではなく、将来像を持ちながら戦略的に進めていかなければならないし、そう進めていってほしいと思う。

(会長)

- ・風致維持向上計画が、関連する計画を横につないでいるため、それぞれの計画の将来的な目標や方向性を念頭におきながら、それぞれの計画の進捗管理や更新、また年度ごとの評価を行ってほしい。

(委員)

- ・今回、長浜市文化財保存活用地域計画を関連計画として追加したことと、長浜市観光振興ビジョンを更新したことが計画変更の一部とされていたが、これまでに協議会の中でそれぞれの計画の中身について説明はされたか。また、歴史的風致維持向上計画に関連する計画を新規で追加することが、軽微な変更となるのか疑問である。

⇒追加した関連計画や変更した関連計画をこの協議会に伝えるのは、この場が初めてとなる。(事務局)

⇒軽微な変更については、省令で定められている歴史的風致維持向上計画の変更手続きに基づいて記載をしている。決して事柄自体が軽微という認識をしているのではない。この協議会の結果を踏まえて、国に変更の手続きを行わなければならないため、このような記載となっている。(事務局)

(委員)

- ・追加した関連計画や変更した関連計画の中身についての説明を聞きたい。また、もし概要が分かるものがあればいただきたい。

⇒補足資料として関連計画の概要版を配布し、内容について説明。(委員、事務局)

(委員)

- ・曳山金工品修理については、個人の技術で県の指定登録がされており、今般、高齢の技術者が亡くなられたことで県の指定から外れたという説明だったが、技術者が亡くなられたので指定から外れたで済みますのではなく、今後どうしていくのかを考えていくことが大事だと思う。仏具の古道具修理に携わっている方など、技術を持った方はおられますし、そのような方に技術を継承していくなど、今後どのように対応していくのかを考えていかないといけない。

⇒選定保存技術者として登録されていた方は、以前に弟子を取っていたようだが、うまくいかず、それ以降は一人で仕事をされていた。曳山の修繕の際にも力添えをいただいた方でもあり、市としても、その貴重な技術を継承していってもらえないかとお願ひしたが、うまくいかなかった。現在は、京都の金工品を主に修理されている方に修繕をお願ひしている。また、長浜市内におられる技術者の技術が失われることは、非常に残念なことだと認識している。(事務局)

(委員)

- ・長浜城下町区域の防火地域・準防火地域については、大通寺付近が準防火地域ではなく防火地域になっていることで一定の制限がかかり、町家の修繕のハードルが高くなっている。実際に、賃貸や売買を行うなどの活用を行いたいが、防火地域になっていることで修繕がしにくくなっているという声も聞いた。歴史的価値のある建物を守ることも一定理解できるが、歴史的な街並みを生かしていくという計画内容であるため、この状況をどうにかしてほしい。

(会長)

- ・防火地域・準防火地域については、以前から問題提起をしてきている。検討するとの回答をいただいてから時間が経過しているため、現在どのような状態なのかの説明があってもよいと思う。

⇒委員がおっしゃる問題については、市としても理解している。現在は、防火地域・準防火地域を指定した経過を調べているところである。しかしながら、当時の資料が古いため、経過が分かる資料を見つけられておらず、もしかすると資料自体がない可能性も考えられる。(事務局)

(会長)

- ・この問題は、都市計画に関する事で簡単に換えられないことは十分理解しているが、今までも本協議会の場で問題提起されており、担当部署にはしっかりと伝えてほしい。この協議会で個々の事業を管理するものではないが、この場で問題提起されたことについては、今後も進捗状況の報告をしてほしい。

⇒担当部署ではないため、確かではないが、防火地域・準防火地域を見直すことは、町のありようを変えていかなければならなくなると考えられる。防火地域・準防火地域の指定を決めた時期を考えると、古い街並みがあって初めて持ち込まれた規制であり、おそらく木造などの建屋を守るためだと考えられる。委員がおっしゃる古い街並みを守っていくことだけでなく、リノベーションを行って建物を活用していくという考え方は、どちらかと言えば近年の考え方で、都市計画の在り方を見直す新しい視点の一つとなると考えられる。この問題については、協議会の中で過去から何度も問題提起をされているということであり、その事実を踏まえたうえで、担当部署にはしっかりと検討を進めていくよう事務局から伝えておく。(事務局)

(委員)

- ・北国街道木之本宿景観形成重点区域の南の方で、道路の突き当りが町家となっている場所があるが、道路拡張のために町家を解体したと聞いている。宿場全体の景観的な価値を考えると、この町家は非常に重要な位置付けの建物だったと個人的には考えていて、都市計画道路の拡張によるもののため、しっかりと考えたうえで進められたとは思いますが、この計画に記載しているように木之本宿の景観や保全について、もう少し鑑みて検討して欲しい。

(委員)

- ・木之本宿地区南側の建屋が解体されたことは大変残念だと感じている。先ほど別の委員から話があったが、都市計画道路の拡張のために町家を解体されたというのは事実か。町家を残していこうとしている中で、都市計画道路が町家を潰したということか。また、事実であれば、今回の計画変更の内容が、軽微変更にあたるのが腑に落ちない。

⇒都市計画道路ではなく、市道である。(委員)

⇒地元の意向の元、木之本宿道路整備事業として道路整備を進めている。地元からは、交通の危険解消や排水、消雪のためにも事業を進めてほしいという要望をいただいております。現場の状況を鑑みたうえで、やむを得ず建屋を解体したものと認識している。(委員)

(委員)

- ・平成 28 年に北部振興局において、きのもと宿再生計画を作成されており、そこには確かに道路整備や融雪装置の改修についても謳われているが、道路整備と消雪設備の設置により建屋の一つが丸々解体されることになるのか疑問である。

⇒多量の雨が降った場合に、現状の道路や排水構造では排水機能をしっかりと果たせておらず、近年の大雨などに対応するような排水を行う場合には、側溝を入れざるを得ない状態である。また、道路両側の高低差や道路形態などいろいろな問題が絡み合いあっていることもあり、ここの一か所がどうあるかではなく、道路全体を通してどうしていくか考えたうえでの町家の解体となっている。埋設装置で進めていくにしても、建屋の一部を解体するようなことは建物所有者からすると納得がしづらい部分であり、やむを得ず建屋を全て解体する結果となった。(委員)

(委員)

- ・建物が解体されたところは、今後どのようにしていくのか。すべて市道となるのか。
⇒あくまでも市は市道部分を買収しており、残りの部分は今までどおり所有者のものである。（委員）

（会長）

- ・この協議会は、歴史的風致維持向上計画の話をする場であり、関連計画の個々の事業の審議をする場ではない。歴史的風致維持向上計画というのは、関連する計画において様々な事業が進めていく上で、長浜の歴史資源を生かした長期的なまちづくりを展開していくためのものである。各委員からは、個々の事業に対する詳細な内容の質問が出ているが、個々の事業の審議については、それぞれの関連計画の審議会などにおいてしっかりと審議してもらうものであり、この協議会においては、その審議会などで決定した事項によって生じた歴史的風致維持向上計画の変更などを審議する場である。もちろん歴史的風致維持向上計画に関連する事柄については、この協議会としても必要に応じて計画変更が生じた理由である個々の事業の経過について説明を事務局に求めることはできるが、この場合は個々の事業を審議する場ではないということを再度認識していただきたい。ただ、各委員には、協議会として意見すべきことはしっかりとチェックしていただきたいのと、事務局には協議会で出た意見をきちんと担当部署に伝えてもらうようお願いする。歴史的風致維持向上計画に記載している事業の進捗や評価については、審議事項の2で審議することとなる。

⇒この協議会で審議すべき内容は、会長のおっしゃるとおりである。歴史的風致維持向上計画は、関連計画のプラットフォームとなるもので、関連計画に記載されている個々の事業については、それぞれの審議会等で進捗管理をしていただくことになる。歴史的風致維持向上計画に直接的に関係する部分については、審議事項2において進捗状況を説明させていただく。（事務局）

（2）長浜市歴史的風致維持向上計画の進捗状況について

（事務局）

- ・長浜市歴史的風致維持向上計画の進捗状況について、資料3に基づき説明

（委員）

- ・進捗評価シート10ページの木之本宿道路整備事業については、どのように進めているのか。北国街道木之本宿地区南側の建屋を取り壊した経過を踏まえて教えてほしい。
⇒歴史的街並みに合うような修景と地域課題の解決を考えて事業を進めている。当初は、市単独で事業を進めていく予定であったが、次年度からは国より社会資本整備総合交付金の国庫補助を受けて、順次整備を進めていく予定である。建屋を解体した部分については、他地域での道路整備が進んでいく中で、この地域だけが整備されずに取り残されていくことは地元としても望んでおられず、地元の意見を聞きながら事業を進めたものである。また、地元からは排水設備や消雪改修のみならず、交通事故が多発していることから、交通安全のために道路拡幅を行ってほしいという要望があり、地元と所有者の協力を得て進めたものである。市としては、道路用地の補償を行ったのみで建屋の解体については、所有者の意思で行われている。道路用地以外の土地については、所有者のものである。（委員）

（会長）

- ・評価シートを見て、改めて木之本宿道路整備事業が歴史的風致維持向上計画に直接的に

関係する事業であることが分かり、先ほどから委員が質問している内容が協議会として得ておくべき情報だということも理解した。事務局には念の為再度確認するが、歴史的風致維持向上計画に取り上げている事業の進捗状況などについては、この協議会が意見を言う立場にあるのか、ないのかどちらなのか。また、歴史的風致維持向上計画に関連する事業については、この協議会がどこまで情報を得ておく必要があり、得た情報に対してどのような対応が求められているのか教えてほしい。

⇒事務局としても、委員には事業の詳細など必要な情報は提供すべきと考えていて、委員には、その情報から様々な意見を言っていただきたいと考えている。そして、いただいた意見については、事務局から担当部署にしっかりと伝える。しかしながら、この協議会の中で出てきた意見で事業の采配をするわけではないため、担当部署では、一つの意見、考え方として、それぞれの審議会などで内容を検討していくことになる。（事務局）

（委員）

- ・この協議会が事業に対して意見はできるが采配はないことや、協議会として意見した内容を事務局から担当部署に伝えていただけるとは分かった。しかしながら、協議会として意見したことについては、その後の対応方針や進捗状況などをこの協議会にフィードバックしてほしい。フィードバックされた内容を受けて、さらにこの協議会としての意見を伝え、どんどん事業をより良いものしていく事ができると思う。また、協議会としても、もし意見が通らなかったものがあるのであれば、なぜ意見が通らなかったのか知っておきたい。

⇒委員のおっしゃるとおりである。事務局としても、この協議会の中で様々な意見をいただくとありがたいと考えており、その後の対応方針や進捗状況などについては、年度末に報告するのではなく、年度途中で委員の皆さんに報告できないか検討しているところである。協議会を開くか、書面で行うか、どのような形で報告させていただくか分からないが、年度末だけにならないよう検討を進めていく。（事務局）

（会長）

- ・事務局には、国で定められている報告のために年に1度協議会を開催するのではなく、関係部署の計画に基づいて、長浜らしい歴史的なまちづくりを進めている状況について委員に伝え、共有する場として活用していただきたい。委員には今後もそれぞれの専門的な立場から積極的な意見を発してほしい。

（委員）

- ・進捗評価シート 14 ページの木之本宿まちなか再生事業について、成約件数6件にはどのような内容があるのか。

⇒全てではないが、地域おこし協力隊などの住居がある。（事務局）

（委員）

- ・先ほど説明のあった木之本宿付近の建屋解体についても、歴史的価値がある建物だから残すという観点だけでなく、歴史的な街並みといった景観のことも考えながら検討をしなければならなかったと思う。解体された建屋は、アイストップとなるような場所であったと想像できるため、建屋が解体されたとはいえ、今後所有者によって建物を建てる場合は、歴史的景観を配慮した建物を建築してもらわないといけないと思う。そのためには、歴史的価値がある建物の保存に関する規制や計画だけでなく、景観に配慮した建築となるような規制や計画が大事である。

（委員）

- ・進捗評価シート 6 ページの歴史的建築物保存活用事業・伝統的街並み景観形成事業の評価シートに改修前と改修後の写真が添付してあるが、事業内容を先に審査したうえで外観を改修するのか。それとも、外観を決めてから、入っていただく事業者を選定するのか。

⇒この事業は、公募提案型の補助金事業であり、この場所でこの商売をしたいため、こういった改修を行うという流れとなっている。事業内容があつてから外観を考える形である。改修内容については、審査会に諮ったうえで進めているが、歴史的な風致の観点だけでなく、商いを行っていくという観点も含めて審査されている。（委員）

（委員）

- ・2階部分に格子があるが、どこかから見つかったものなのか。

⇒おそらく設計士のデザイン性の中で考えられて設置されたと思われる。（委員）

（委員）

- ・進捗評価シート 6 ページの歴史的建築物保存活用事業・伝統的街並み景観形成事業の内容自体は大変素晴らしく、今後もしっかりと事業を進めていただきたい。しかしながら、写真の格子については、長浜の歴史性にそぐわないものとなっている。設計士任せになっているとは思わないが、外観改修のデザイン指導はどのように行っているのか。

⇒外観改修のデザインについては、基本的に審査会において事前に計画内容を確認し、現地での確認もするようにしている。ここでの改修工事については、先ほどお話した防火地域・準防火地域が関係しており、規制によって当初計画していた内容の中でも、できることできないことがいくつかあった。今回のように、結果的に専門家から見て長浜の歴史性にそぐわないものとなっているかもしれないが、官民でスクラムを組む中で、どうにか古い街並み景観を維持形成していくとともに衰退した商店街の再生を進めていくか考えたときに、規制範囲内で落としどころを決めて、できる限りのことを行うのは、事業を進めていく中で大切なことだと思う。もちろん長浜にふさわしい歴史的な街並み景観を維持することは、歴史的風致維持向上計画の中でとても重要なことだと考えてはいるが、この事業においては、空き店舗に入って改修をしてくださる事業者のビジネス的な一面も考えなければならないと思う。歴史まちづくりがどのようなものかというのは、思想の部分も持ち合わせているため、全ての人に共通、共有することはできないが、計画の審査においては、学識経験者の先生や行政が協力して、その時代と違うベクトルも含めながら、街並み景観を保存しようとしている。（委員）

（委員）

- ・長浜景観広告賞まち歩きマップは、大賞作品のみといった一部が載っているのか。それとも、今までの応募作品全てが載っているのか。また、お店が自ら応募するのか、それとも、第三者が応募してもよいのか。

⇒掲載している広告物については、今まで受賞した作品の全てを掲載している。応募は、お店の方だけでなく、第三者でも応募できるが、お店に確認した際に応募を辞退されることもある。（事務局）

（委員）

- ・進捗評価シート 8 ページの伝統的建造物群保存地区選定調査検討事業については、伝統的建造物群保存地区の決定に向けて、建造物の調査や検討を行っていく内容であり、令和 2 年から令和 11 年度までの事業期間となっているが、令和 11 年度まで調査を行っていく方針なのか。

⇒事業期間は令和 11 年度までとしているが、登録手続きを含めた期間となっている。

現在も、国へ登録の提案をして審査結果待ちのものもあれば、今後提案して手続きを進めていくものもある。（事務局）

3 その他 閉会あいさつ

- ・事務局（省略）